

由利本荘市奨学金返還助成金交付要綱

令和 4 年 4 月 1 日

改正 令和 7 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内に定住する意思をもって居住する就業者等のうち、奨学金の貸与を受け、返還する者に対し、由利本荘市奨学金返還助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、若者の人材確保と市内定着を図ることを目的とする。

2 この助成金の交付に関しては、由利本荘市補助金等の適正に関する条例（平成 17 年由利本荘市条例第 53 号。以下「条例」という。）、由利本荘市財務規則（平成 17 年由利本荘市規則第 40 号）及び由利本荘市補助金等の適正に関する条例施行規則（平成 17 年由利本荘市規則第 41 号）（以下「規則」という。）によるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 起業 次のいずれかに該当することをいう。

ア 市内において所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 229 条に規定する開業等の届出を行い個人事業主として、新たに事業を開始すること。ただし、新たに開始する事業については、別表 1 に定める事業を除く。

イ 市内において、会社を設立し新たに事業を開始すること。ただし、新たに開始する事業については、別表 1 に定める事業を除く。

(2) 個人事業主 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者に該当する個人をいう。

(3) 会社 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者をいう。

(助成対象者)

第 3 条 助成金の交付の対象となる者は、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 第 8 条に規定する交付申請の時点において、市内に 5 年以上定住する意思をもって住所を有し、就労または起業していること。

(2) 秋田県奨学金返還助成金交付要綱（以下「県要綱」という。）第 11 条の規定により県要綱第 2 条第 5 号に規定する一般分の助成金（以下「県助成金」という。）の交付決定を令和 4 年 4 月 1 日以降に受けていること。

(3) 由利本荘市納税等に係る公平性の確保に関する条例（平成 25 年由利本荘市条例第 8 号）第 2 条及び第 4 条並びに由利本荘市納税等に係る公平性の確保の特例に関する規則（平成 28 年由利本荘市規則第 34 号）第 2 条および第 4 条の規定による

制限措置に該当しない者であること。

(助成対象となる奨学金)

第4条 助成金の交付の対象となる奨学金は、県助成金の交付を受けて返還する奨学金とする。

(助成対象額)

第5条 助成対象額は、助成金の交付を受けようとする年度の県助成金の交付の対象となる奨学金の返還額とする。

(助成対象期間)

第6条 助成の対象となる期間は、県助成金の助成の対象となる期間とする。

(助成金の額)

第7条 助成金の額は、助成対象額から県助成金及び本市以外の団体等の助成金の額を控除した額とし、年額6万7,000円を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、助成対象者が第8条に規定する交付申請の時点において起業している場合は、助成対象額から県助成金及び本市以外の団体等の助成金の額を控除した額とし、年額13万4,000円を上限とする。

3 前2項の交付上限額について、対象期間が1年に満たない場合は、月割計算とする。

4 前3項の金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、予算の範囲内で交付する。

(交付の申請等)

第8条 助成金の交付を受けようとする者は、由利本荘市奨学金返還助成金交付申請書兼実績報告書兼請求書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 住民票の写し

(2) 秋田県奨学金返還助成金交付決定通知書(県要綱様式第6号)の写し及び県・市以外からの団体から奨学金返還助成がある場合、そのことを確認できる書類

(3) 第2条第1号ア及び前条第2項に該当し申請する場合は、開業届の写し及び確定申告書の写し。ただし、開業後事業期間が1年に満たない場合は、確定申告書の写しは不要とする。

(5) 第2条第1号イ及び前条第2項に該当し申請する場合は、設立会社の登記事項証明書の写し及び法人住民税申告書の写し。ただし、会社設立後、事業期間が1年に満たない場合は、法人住民税申告書の写しは不要とする。

(6) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の申請は、県助成金の交付決定を受けた年度の3月20日まで行わなければならない。

(助成金の交付)

第9条 市長は、前条に規定する申請があったときは、これを審査して交付の可否を決定し、由利本荘市奨学金返還助成金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知し、交付決定を受けた者に助成金を交付するものとする。

- 2 前項の規定による交付決定後、申請書の不備等や振込不能等により支払が完了せず、かつ、事務手続き上、定めた期限までに、連絡及び確認ができない場合、当該申請は取り下げられたものとみなし、その場合において、交付決定はなかったものとみなす。

(是正のための報告等)

第10条 市長は、第8条に規定する申請書を受理した場合のほか、助成事業の遂行に関し必要と認めるときは、助成対象と交付した者に対し、必要な報告等を求めることができる。

- 2 市長は、前項の報告等により、是正を要する事項があると認めるときは、その者に対し、必要な措置をとるよう求めることができる。

(交付決定の取消及び返還)

第11条 市長は、助成金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その交付決定を取り消し、既に助成金が交付されている場合は、期限を定めて返還を命ずるものとする。ただし、市長が止むを得ないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 虚偽その他不正な行為により助成の申請をし、助成金の交付を受けたことが判明したとき
- (2) 前条の規定による報告等を求められた場合において、正当な理由がないにもかかわらず、その対応を行わないとき
- (3) その他、市長が不適当と認めるとき

- 2 市長は、前項の規定により助成金の交付を取り消したとき及び返還を命ずるときは、由利本荘市奨学金返還助成金交付決定取消通知書・返還命令書（様式第3号）により当該決定を受けた者に通知しなければならない。

(実施期間)

第12条 助成金交付事業の実施期間は、令和10年3月31日までとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則
この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表 1

金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）
医療、福祉の医療業のうち病院、一般診療所及び歯科診療所
サービス業等のうち以下のもの
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項各号に定める風俗営業及び同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第 11 項に規定する接客業務受託営業等、同法に基づく許可又は届出が必要な営業
易断所、観相業、相場案内業
競輪・競馬等の競走場、競技団
芸妓業、芸妓幹旋業
場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業
興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。）
集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものは除く。）
宗教